

地域計画を簡易的に変更する手続きに関する基準について

令和 8 年 8 月

吉野川市農林業振興課

1. 趣旨

地域計画の変更について、国が作成する地域計画変更マニュアルによると、地域農業の将来の在り方に影響が軽微な事案について地域計画を変更する場合、あらかじめルール化を行うことで簡易的な手続きで地域計画を変更することが可能となっています。

これを受け、吉野川市における地域計画を簡易的に変更できる事案の基準および簡易手続きについて、次のとおりとします。（住宅団地や商業・工業団地などの大規模開発等、農地への影響が大きいものを除く）

2. 基準

簡易的な手続きによって地域計画を変更できる事案は次のとおりとします。

- ・基盤法省令第 19 条に掲げる事由による変更（法人化や相続等）
- ・農振除外（面積が 50a を超えないもの）に伴う計画区域からの除外
- ・既に非農地化しており、今後農業上の利用が見込めないと農業委員会が判断した（見込みも可）土地の計画区域からの除外
- ・その他、市長が軽微と認める事案

3. 簡易手続

簡易的な手続きによる変更を行う際は、次の関係機関等に事前の調整を行い地域計画への反映について異議がないことを確認し、これをもって基盤法第 19 条第 6 項に掲げる関係者の意見聴取を行ったものとみなします。

- （1）吉野川市農業委員会事務局
- （2）徳島県農業協同組合
- （3）土地改良区
- （4）農地中間管理機構

また、この場合、協議の場の開催を、2 週間の地域計画案の縦覧・公告で兼ねることができるとします。

【通常の地域計画変更の流れ】

申出→協議の場の開催（場合により書面やHPにて開催）→協議結果を公表→変更案作成
→変更案の説明会の実施・関係者の意見聴取→変更案の公告・縦覧→地域計画の公告

【影響が軽微な事案について地域計画を変更する場合の流れ（今回追加）】

申出→変更案作成→関係者のみの事前調整→変更案の公告・縦覧→地域計画の公告

◎簡易的な手続きを採用する事例および関係者への事前調整の内容については次の通りとする。

地域農業への影響が少ないと認められる農地を区域除外する場合

事前調整の方法：JA、土地改良区（対象の農地が土地改良区の区域内である場合）、中間管理機構、農業委員会への書面による意見聴取

簡易的な変更の手続きについて策定する理由

- ・今後地域農業への影響が少ないと認められる事案による変更が続くことが予想されることから、迅速に手続きを行うため

地域計画の簡易的な変更手続きのルール化について

このことについて、国が作成する「地域計画変更マニュアル」により、地域農業の将来の在り方について影響が軽微な事案に関して地域計画を変更する場合、自治体においてあらかじめルール化を行うことで簡易的な手続きでの地域計画変更が可能とされています。

本市で通常受付する農振除外申請は、面積が小規模な農地や遊休化・山林化した農地の受付が多数であり、基本的に地域農業への影響は軽微といえます。

つきましては、今後、本市における農振除外・農地転用に伴う地域計画の変更においては、農地中間管理機構・JA・農業委員会・土地改良区の四者の関係者への事前調整および2週間の公告・縦覧をもって変更を行えることとしてよろしいか。

また、上記のルール化について、別紙のとおり市ホームページにて案内してよろしいか。